

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p>	<p>1 競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>2 見積を徴した事業者の概要</p> <p>3 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>本工事は、県庁舎井戸水中ポンプ2台のうち、故障した1台を更新する工事である。 通常、県庁舎における水道水は、井戸水中ポンプ2台の交互運転により供給されているところ、現在は1台の常時運転となっており、本工事が完了するまでの間はバックアップ機能が無い状態となる。2台のポンプは同時期に更新されており、さらに1台のポンプが故障した場合は、県庁舎が断水となるため、故障したポンプを早急に更新する必要がある。</p> <p>また、夏期における空調（冷房）運転時は、ポンプ2台同時運転により、空調設備の冷却水にも利用しているが、1台では十分な水量が確保できず、空調（冷房）設備の運転に支障をきたすため、運転開始までに更新するには、速やかに契約し工事を行う必要がある。</p> <p>4 特定の者を選定した理由</p> <p>本契約の目的を達するため、現地調査、見積を含む資機材の調達、現場施工の各段階において、迅速かつ的確な対応ができるのは、過去に当該井戸水中ポンプの設置工事を施工した「日野吉工業（株）」のみである。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。